

2021年7月9日

学生の皆さんへ

理事・副学長（教育・国際担当）

7月12日以降における授業等の実施方法について（通知）

7月1日以降における授業等の実施方法については、6月17日付け理事・副学長（教育・国際担当）通知「7月以降における授業等の実施方法について（通知）」でお知らせしたところですが、このたび7月12日～8月22日について、東京都に改めて緊急事態宣言が発出されることとなりました。

そこで、授業内容などにより授業の実施方法等が変更される場合がありますので、学務システム（LiveCampus）に登録されているメールアドレス等への連絡には特に注意してください。

また、緊急事態宣言発出中の入構については、対面授業への参加、遠隔授業のための学内施設の利用、学位論文作成のための研究等を行う学生に限り認めますので、該当する場合には入構時に学生証を提示してください。

最近ではデルタ株の流入等により、若年層の感染、重症化、また、屋外での感染例や一つの密での感染例も報告されおり、大学においても更なる注意が必要な状況となっています。授業や研究のために入構する場合はもちろんですが、その前後においても感染防止対策の徹底をお願いします。

学生の皆さんの安全と学修機会の確保を両立させるとともに、新型コロナウイルス感染症の1日も早い収束で皆さんの望む大学生活を取り戻すために、今回の対応への理解と協力をお願いします。

なお、今後の新型コロナウイルス感染症の拡大の状況等により見直す場合は、改めて周知いたします。